

4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表-3.2.7.13に示すとおりです。

表-3.2.7.13 地下水の水質汚濁に係る環境基準

No.	項目	基 準 値	対象	達成期間
1	カドミウム	0.01 mg/L 以下	すべての地下水	直ちに達成し、維持するよう努める
2	全シアン	検出されないこと		
3	鉛	0.01 mg/L 以下		
4	六価クロム	0.05 mg/L 以下		
5	砒 素	0.01 mg/L 以下		
6	総水銀	0.0005 mg/L 以下		
7	アルキル水銀	検出されないこと		
8	PCB	検出されないこと		
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下		
10	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下		
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下		
12	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下		
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		
14	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下		
16	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下		
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下		
19	チウラム	0.006 mg/L 以下		
20	シマジン	0.003 mg/L 以下		
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下		
22	ベンゼン	0.01 mg/L 以下		
23	セレン	0.01 mg/L 以下		
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下		
25	ふつ素	0.8 mg/L 以下		
26	ほう素	1 mg/L 以下		

備考1：基準値は年間平均値とします。但し、全シアンに係る基準値については最高値とします。

2：「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。

資料：「平成9年3月13日環境庁告示第10号(最終改正 平成11年2月22日環境庁告示第16号)」

5) 水底の底質に係る環境基準

水底の底質に係る環境基準は、表-3.2.7.14 に示すとおりです。

表-3.2.7.14 水底の底質に係る環境基準(ダイオキシン類)

項目	基準値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下

備考1：基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とします。

2：ダイオキシン類による水底の底質の汚染に係わる環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用されます。

資料：「平成11年12月27日環境庁告示第68号(最終改正 平成14年7月22日環境省告示第46号)」

6) 土壌汚染に係る環境基準

土壌汚染に係る環境基準は、表-3.2.7.15に示すとおりです。

表-3.2.7.15 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

備考1：環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとします。

2：カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとします。

3：「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。

4：有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいいます。

5：ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とします。

6：環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとします。

資料1：「平成3年8月23日環境庁告示第46号(最終改正 平成20年5月9日環境省告示第46号)」

2：「平成11年12月27日環境庁告示第68号(最終改正 平成14年7月22日環境省告示第46号)」(ダイオキシン類)

(2) 公害の防止に関する法令に基づく規制基準

1) 大気汚染に係る規制

大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)及び「沖縄県公害防止条例」(昭和60年12月23日条例第20号改正)は、表-3.2.7.16に示すとおり、ばい煙の排出基準及び粉じん発生施設の構造、使用、管理に関する基準を定めており、大気汚染防止法施行規則(昭和46年6月22日厚・通令1)第3~5条に基づく規制基準(ばい煙に係るもの)となっております。

表-3.2.7.16 大気汚染防止法に基づく規制基準(ばい煙に係るもの)の概要

規制物質	規制基準	法令	備考
硫黄酸化物	排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 $q=K \times 10^{-3} \times He^2$	大気汚染防止法施行規則第3条	汚染地域に厳しくするため地域ごとに基準値を定めている
ばいじん	0.04~0.5g/Nm ³ (一般排出基準)	同第4条	施設の種類及び規模ごとの基準値を定めている
有害物質	カドミウム及びその化合物	1.0mg/Nm ³	施設を指定している
	塩素	30mg/Nm ³	施設を指定している
	塩化水素	80mg/Nm ³ (700mg/Nm ³)	施設を指定。()内は廃棄物焼却施設のみ
	ふつ素、ふつ化水素及びふつ化けい素	1.0~20mg/Nm ³	施設によって4種の基準がある
	鉛及びその化合物	10~30mg/Nm ³	施設によって3種の基準がある
	窒素酸化物	60~1,200ppm	施設の種類及び規模ごとの基準値を定めている

資料：「大気汚染防止法施行規則 昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号(最終改正 平成19年4月20日環境省令第11号)」

また、沖縄公害防止条例に基づく規制基準(有害物質に係るもの)は、表-3.2.7.17に示すとおりです。

表-3.2.7.17 沖縄県公害防止条例に基づく規制基準(有害物質に係るもの)

区分	敷地境界線上基準	排出口基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.01mg/m ³	カドミウムとして 1.0mg/m ³
塩素	0.1ppm (0.317mg/m ³)	10ppm (31.7mg/m ³)
塩化水素	0.5ppm (0.8mg/m ³)	50ppm (80mg/m ³)
ふつ素、ふつ化水素、ふつ化けい素	0.12ppm 又は 0.1mg/m ³	12ppm 又は 10mg/m ³
鉛及びその化合物	鉛として 0.2mg/m ³	鉛として 20mg/m ³
銅及びその化合物	銅として 0.2mg/m ³	銅として 20mg/m ³
シアノ化水素及びシアノ化合物	0.35ppm 又はシアノとして 0.4mg/m ³	35ppm 又はシアノとして 40mg/m ³
硫酸ミスト	0.05mg/m ³	5mg/m ³

注：敷地境界線上基準の測定場所は、工場等の敷地境界線上とします。

資料：「沖縄県公害防止条例関係規則」平成17年8月、沖縄県文化環境部環境保全課

2) 騒音に係る規制

騒音規制法(昭和43年6月10日法律第98号)に基づく規制地域の指定及び規制基準の中で、「特定工場等に係る騒音の規制基準」は表-3.2.7.18に、「自動車騒音の限度」は表-3.2.7.19に、さらに「特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準」は表-3.2.7.20に示すとおりです。

なお、規制地域の指定状況は図-3.2.7.3に示すとおりです。

表-3.2.7.18 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第3種区域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

備考：昼間とは午前8時から午後7時まで、朝とは午前6時から午前8時まで、夕とは午後7時から午後9時まで、夜間とは午後9時から翌日の午前6時までとします。

注1：区域の区分は以下のとおりです。

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

注2：規制基準値は、工場・事業所の敷地の境界線において測定した騒音の大きさの許容限度です。

資料1：「昭和43年11月27日厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号(最終改正 平成18年9月29日環境省告示第132号)」

2：「昭和54年3月8日告示第95号(最終改正 平成18年3月28日沖縄県告示第247号)」

表-3.2.7.19 自動車騒音の限度

区域の区分		(等価騒音レベル)	
		時間の区分	
昼間	夜間		
1	a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考：上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとします。

注1：a区域、b区域、c区域とは、それぞれ以下に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をさします。

(1)a区域：専ら住居の用に供される区域

(2)b区域：主として住居の用に供される区域

(3)c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

注2：注1の都道府県知事が定めた区域とは、平成18年沖縄県告示第249号(騒音に係る環境基準の地域類型の指定)の表の市町村名欄に掲げる市町村の当該A類型をa区域とし、B類型をb区域とし、C類型をc区域とします。

資料1：「平成12年3月2日総理府令第15号(最終改正 平成12年12月15日総理府令第150号)」

2：「昭和54年3月8日告示第95号(最終改正 平成18年3月28日沖縄県告示第247号)」

表-3.2.7.20 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制事項	特定建設作業	くい打機 くい抜機 又はくい打 くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラント アスファルトプラント	バックホウ	トラクター ショベル	ブルドーザー
基準値	1号・2号	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85dBを超える大きさのものでないこと							
作業禁止時間	1号	午後7時～午前7時							
	2号	午後10時～午前6時							
最大作業時間	1号	10時間/日							
	2号	14時間/日							
最大作業日数	1号・2号	連続6日							
作業禁止日	1号・2号	日曜日及び休日							

注1：区域の区分

騒音規制法に基づく指定地域のうち

第1号区域：ア) 特定工場に係る区域区分の、第1種区域、第2種区域及び第3種区域

イ) 第4種区域のうち次に掲げる施設、敷地の周囲80mの区域

- a. 学校教育法第1条に規定する学校
- b. 児童福祉法第7条に規定する保育所
- c. 医療法第1条の第5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- d. 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- e. 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

第2号区域：第1号区域以外の区域

注2：除外規定

ア) 災害、その他緊急時における作業

イ) 人の生命、身体の危険防止、あるいは、鉄道、軌道の正常な運行を確保する必要がある場合

ウ) 道路法、道路交通法、電気事業法等で定のあった場合

資料：「昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号(最終改正 平成18年9月29日環境省告示第132号)」

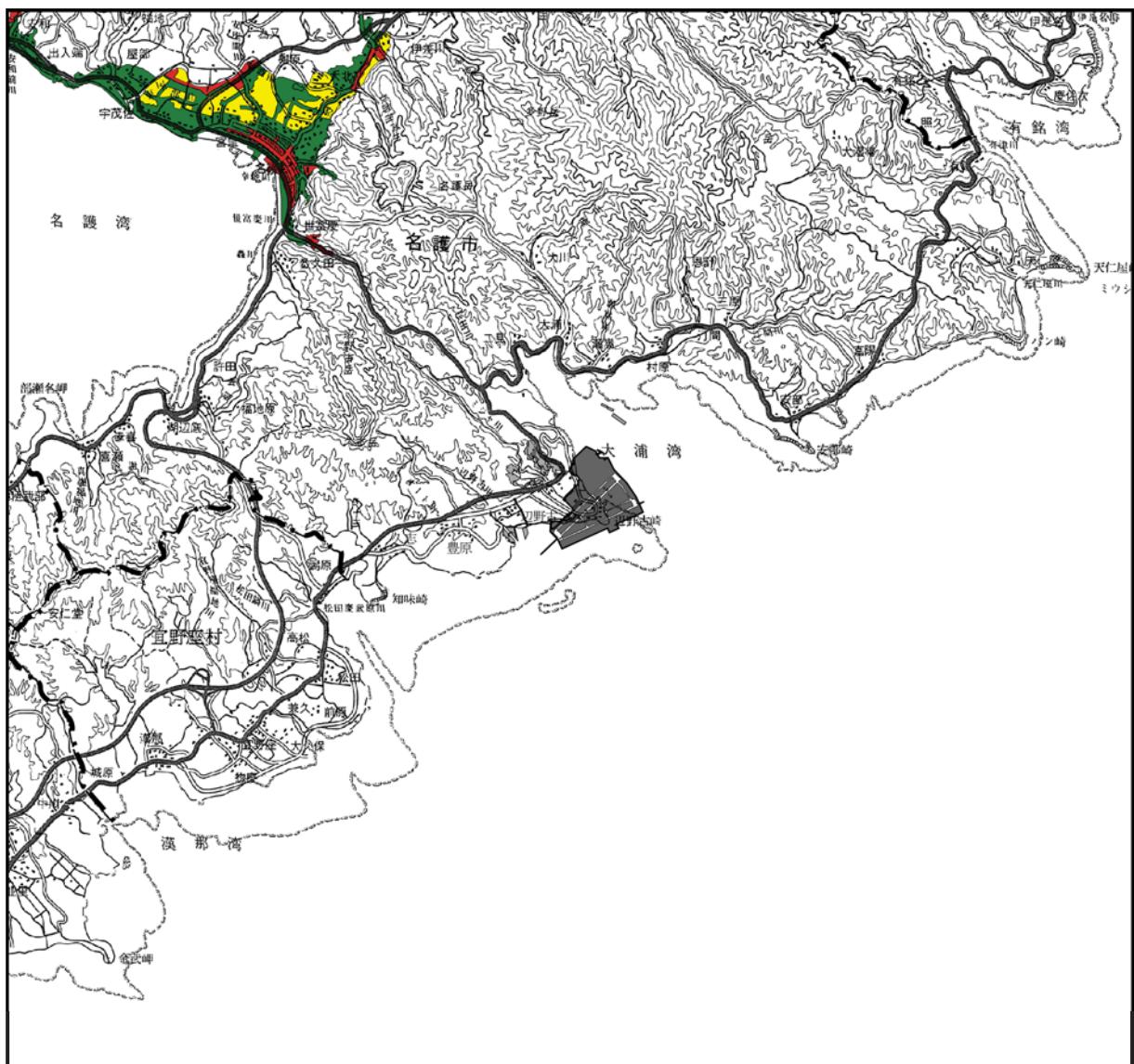
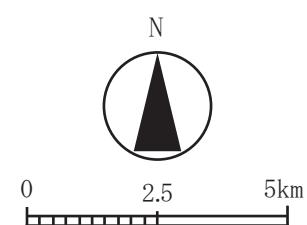
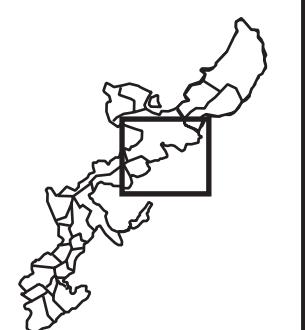


図-3.2.7.3 騒音規制法に基づく規制地域指定

- :代替施設
- :作業ヤード等
- - - :市町村界
- :第1種区域
- :第2種区域
- :第3種区域



資料：沖縄県告示より作成(平成18年3月28日沖縄県告示第247号)

3) 振動に係る規制

振動規制法(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号)に基づく規制地域の指定及び規制基準の中で、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」は表-3.2.7.21 に、「道路交通振動の要請限度」は表-3.2.7.22 に、さらに「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」は表-3.2.7.23 に示すとおりです。なお、規制地域の指定状況は図-3.2.7.4 のとおりです。

表-3.2.7.21 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考 :学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、この表の値から5デシベル減じた値とします。

注1 :区域の区分は以下のとおりです。

第1種区域： 良好的な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域： 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であってその区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注2 :時間の区分は以下のとおりです。

昼間： 午前8時～午後7時

夜間： 午後7時～翌日午前8時

注3 :規制基準値は、工場・事業所の敷地の境界線において測定した鉛直振動の大きさの許容限度です。

資料1：「昭和51年11月10日環境庁告示第90号(最終改正 平成18年9月29日環境省告示第132号)」

2：「昭和54年3月8日告示第96号(最終改正 平成18年3月28日沖縄県告示第248号)」

表-3.2.7.22 道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注1 :学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は、上表に定める値以下、当該値から 5 デシベル減じた値以下とし、特定の既設道路区間の全部又は一部における夜間第1種区域の限度は夜間の第2種区域の値とすることができます。

注2 :区域の区分は、特定工場等の係る振動の規制区域区分と同一です。

注3 :時間の区分についても「特定工場等の係る振動の規制基準」での時間の区分と同一です。

資料1：「昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号(最終改正 平成 19 年 4 月 20 日環境省令第 11 号)」

2：「昭和 54 年 3 月 8 日告示第 96 号(最終改正 平成 18 年 3 月 28 日沖縄県告示第 248 号)」

表-3.2.7.23 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

規制基準の区分	指定区域	その他区域
特定建設作業場所の敷地の境界線における基準	75 デシベル	75 デシベル
夜間作業	午後7時から翌日の午前7時まで行わないこと	午後10時から翌日の午前6時まで行わないこと
1日の作業時間	10時間を越えて行わないこと	14時間を越えて行わないこと
作業期間	当該建設作業の場所において連続して6日を越えて行わないこと	同左
日曜その他休日の作業	行わないこと	同左

注1：指定区域とは、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として知事が指定した区域

- (1) 良好的な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- (2) 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (3) 住居の用に併せて商業・工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域
- (4) 次の施設の敷地の周囲おおむね80mの区域内
 - a. 学校教育法第1条に規定する学校
 - b. 児童福祉法第7条に規定する保育所
 - c. 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - d. 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - e. 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

注2：その他区域とは、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち1に掲げる区域以外の区域
資料：「昭和51年11月10日総理府令第58号(最終改正 平成19年4月20日環境省令第11号)」

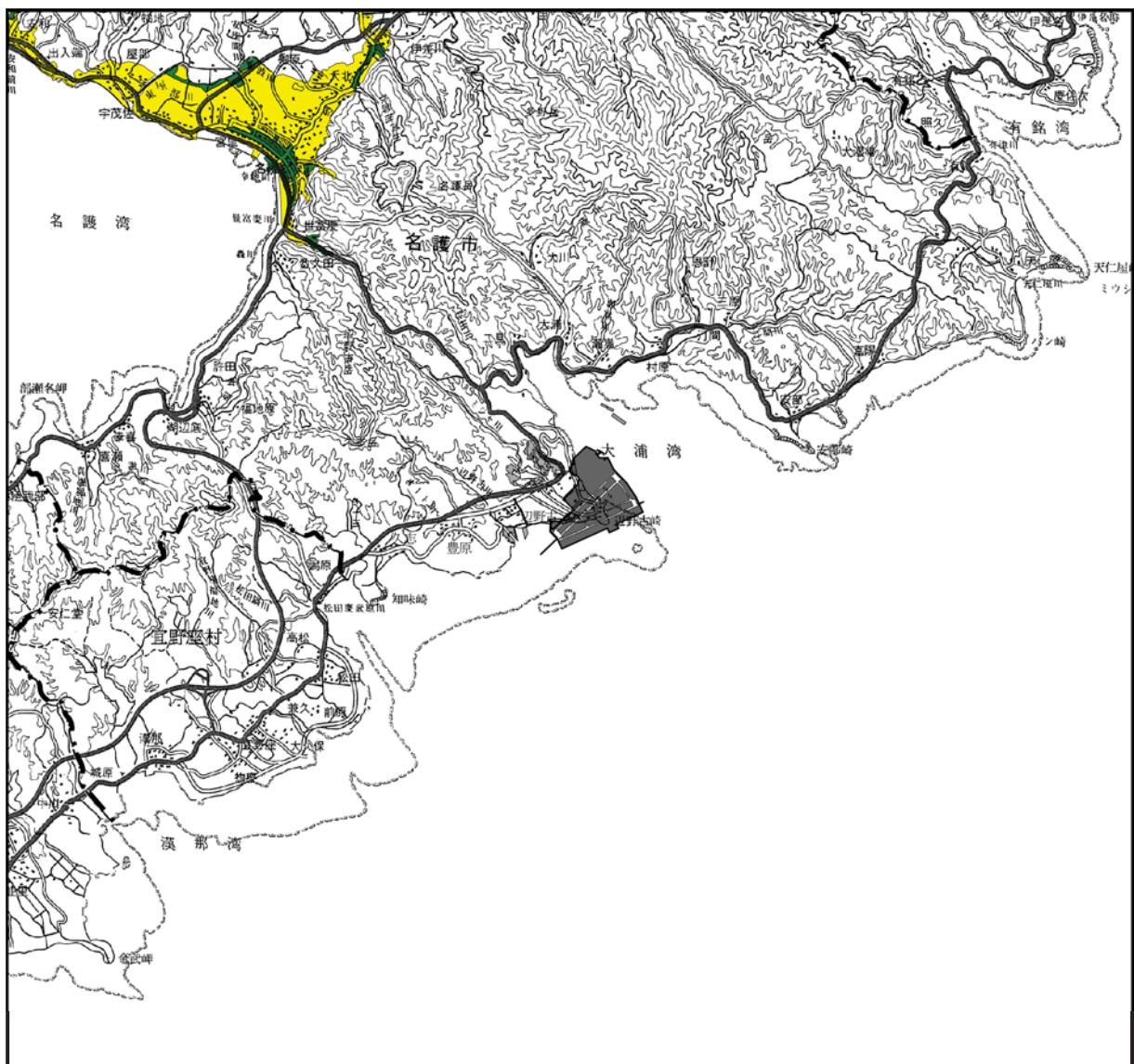
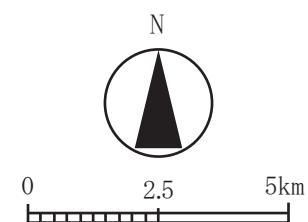
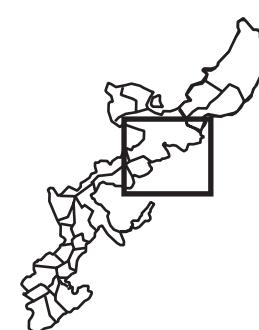


図-3.2.7.4 振動規制法に基づく規制地域指定

- :代替施設
- :作業ヤード等
- - - :市町村界
- :第1種区域
- :第2種区域



資料：沖縄県告示より作成(平成18年3月28日沖縄県告示第248号)

4) 悪臭に係る規制

悪臭防止法(昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号)に基づく悪臭に係る規制基準は、表-3.2.7.24～表-3.2.7.25 に、また、規制地域の指定状況は図-3.2.7.5 に示すとおりです。

表-3.2.7.24 悪臭に係る規制基準

単位 : ppm

NO.	物質名	A 区域	B 区域	NO.	物質名	A 区域	B 区域
1	アンモニア	1	2	12	イソバレルアルデヒド	0.03	0.006
2	メチルメルカプタン	0.002	0.004	13	イソブタノール	0.9	4
3	硫化水素	0.02	0.06	14	酢酸エチル	3	7
4	硫化メチル	0.01	0.05	15	メチルイソブチルケトン	1	3
5	二硫化メチル	0.009	0.03	16	トルエン	10	30
6	トリメチルアミン	0.005	0.02	17	スチレン	0.4	0.8
7	アセトアルデヒド	0.05	0.1	18	キシレン	1	2
8	プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	19	プロピオン酸	0.03	0.07
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	20	ノルマル酪酸	0.001	0.002
10	イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	21	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	22	イソ吉草酸	0.001	0.004

注 : 区域の区分は以下のとおりです。

名護市

A区域 : 第1種低層住居専用地域(低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域)、第2種低層住居専用地域(主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域)、第1種中高層住居専用地域(中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域)、第2種中高層住居専用地域(主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域)、第1種住居地域(住居の環境を保護するため定める地域)、第2種住居地域(主として住居の環境を保護するため定める地域)、準住居地域(道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域)、近隣商業地域(近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域)、商業地域(主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域)。

B区域 : 準工業地域(主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域)。

資料 : 「平成 18 年 3 月 28 日沖縄県告示第 246 号」

表-3.2.7.25 悪臭に係る規制基準

区分	A 区域	B 区域	C 区域
許容限度(臭気指数)	15	18	21

資料 : 「平成 18 年 3 月 28 日沖縄県告示第 246 号」

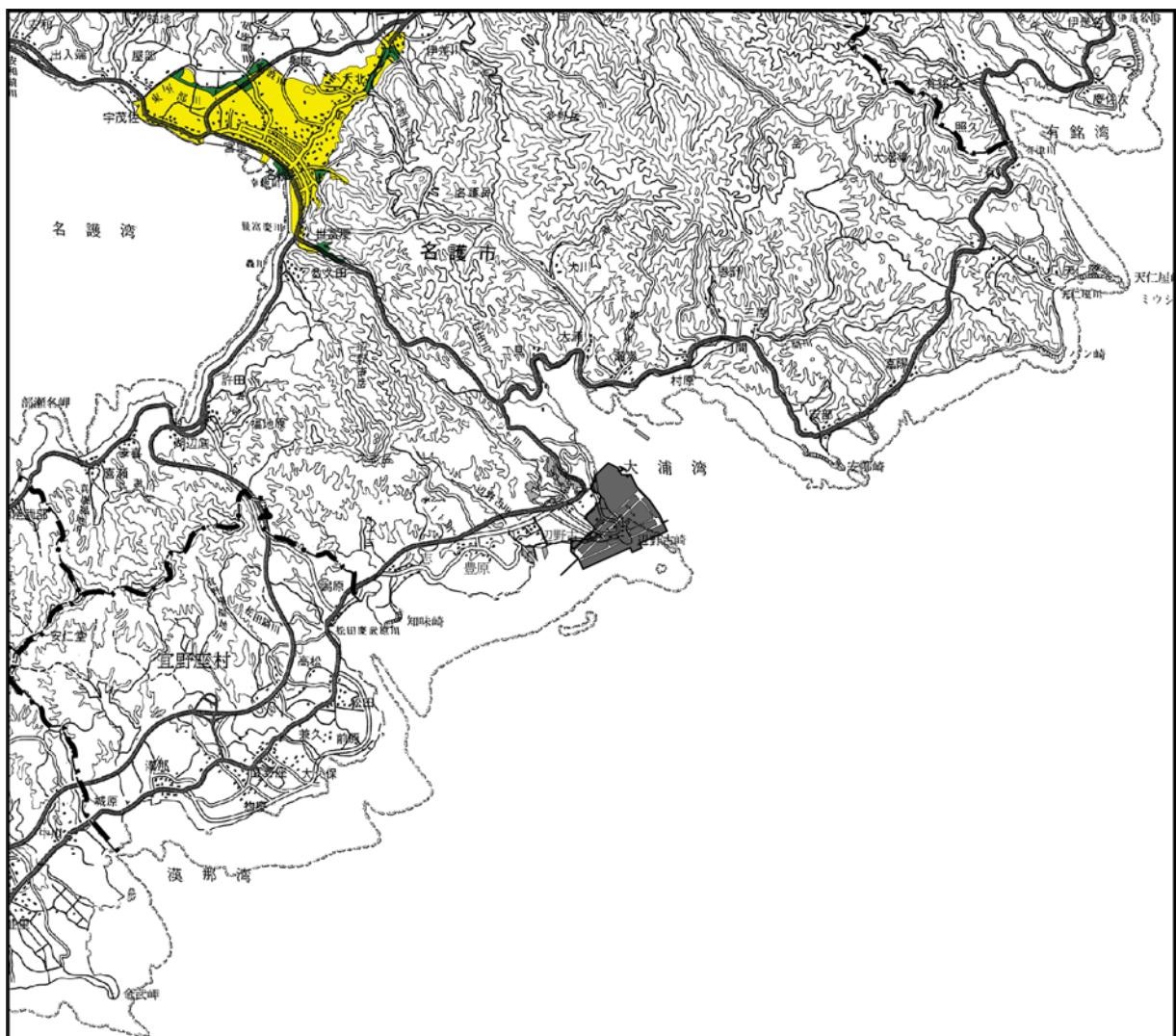
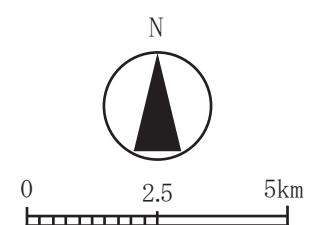
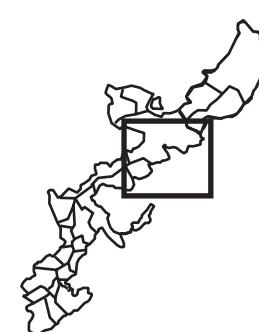


図-3.2.7.5 悪臭防止法に基づく規制地域指定

- :代替施設
- :作業ヤード等
- - - - :市町村界
- :A区域
- :B区域



資料：沖縄県告示より作成(平成18年3月28日沖縄県告示第246号)

5) 水質汚濁に係る規制

特定施設を設置し、公共用水域に排出水を排出する工場・事業所に対しては、水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)に基づき排出水の規制が行われており、「排水基準を定める総理府令」で定める全国一律の排水基準である有害物質に係る排水基準は表-3.2.7.26に、生活環境に係る排水基準は表-3.2.7.27に示すとおりです。

なお、「公害の防止に係る規制の基準等に関する条例」においても規制対象工場・事業所の追加及び排水基準の強化(上乗せ排水基準)が定められていますが、名護市辺野古沿岸域及びその周辺には、上乗せ排水基準による規制水域はありません。

表-3.2.7.26 有害物質に係る排水基準

No.	有害物質	許容限度
1	カドミウム及びその他の化合物	0.1 mg/L
2	シアン化合物	1 mg/L
3	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPN)	1 mg/L
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L
5	六価クロム化合物	0.5 mg/L
6	ヒ素及びその化合物	0.1 mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
9	PCB	0.003mg/L
10	トリクロロエチレン	0.3 mg/L
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L
13	四塩化炭素	0.02 mg/L
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
15	1,1-ジクロロエタン	0.2 mg/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
19	1,3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L
20	チウラム	0.06 mg/L
21	シマジン	0.03 mg/L
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L
23	ベンゼン	0.1 mg/L
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
25	ホウ素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L
26	フッ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L

備考 1 : 「検出されないこと」とは、第二条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 : ヒ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

3 : 排出水とは、特定事業場から公共用水域に排出される水(雨水を含む)のこと。

4 : ホウ素及び、フッ素及び、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物(以下フッ素等という)の排出水の基準については、既設の事業場に対しては平成16年6月30日まで、別に掲げる暫定基準(平成13年環境省令第21号附則別表)が適用される。

資料 : 「昭和46年6月21日総理府令第35号(最終改正 平成20年9月30日環境省令第11号)」

表-3.2.7.27 生活環境に係る排水基準

No.	項目	許容限度
1	水素イオン濃度(pH)	海域への排出の場合 5.0 ~ 9.0 それ以外の水域への排出 5.8 ~ 8.6
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
3	化学的酸素要求量(COD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
4	浮遊物質量(SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)
5	鉱油類含有量	5 mg/L
6	動植物油脂類含有量	30 mg/L
7	フェノール類含有量	5 mg/L
8	銅含有量	3 mg/L
9	亜鉛含有量	2 mg/L
10	溶解性鉄含有量	10 mg/L
11	溶解性マンガン含有量	10 mg/L
12	クロム含有量	2 mg/L
13	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
14	窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
15	燐含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)

- 備考1：「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。
- 2：この表に掲げる排水基準は、1日当りの平均的な排出量の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用します。
- 3：水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫黄鉄鉱を掘採する鉱業を含む)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しません。
- 4：水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しません。
- 5：生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用します。
- 6：窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼及びこれに流入する公共水域に排出される排出水に限って適用します。
- 7：燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼及びこれに流入する公共水域に排出される排出水に限って適用します。

資料：「昭和46年6月21日総理府令第35号(最終改正 平成20年9月30日環境省令第11号)」

(3) その他の基準

1) 水産用水基準

水産動植物の正常な生育及び繁殖を維持し、その水域において漁業を支障なく行うことができ、かつ、その漁獲物の経済価値を損なわないための基準として、水質、底質に対し、それぞれ表-3.2.7.28～表-3.2.7.34 に示す「水産用水基準(2005年版)」(平成18年3月、(社)日本水産資源保護協会)が定められています。

表-3.2.7.28 水産用水基準(水質)

1. 有機物(COD) (海域)	一般海域では、COD _{OH} (アルカリ性法)は1mg/L以下であること。 ノリ養殖場や閉鎖性内湾の沿岸域ではCOD _{OH} は2mg/L以下であること。																											
2. 全窒素、全リン (海域)	<table><tbody><tr><td>環境基準が定める</td><td>水産1種</td><td>全窒素</td><td>0.3 mg/L以下</td></tr><tr><td></td><td></td><td>全リン</td><td>0.03mg/L以下</td></tr><tr><td></td><td>水産2種</td><td>全窒素</td><td>0.6 mg/L以下</td></tr><tr><td></td><td></td><td>全リン</td><td>0.05mg/L以下</td></tr><tr><td></td><td>水産3種</td><td>全窒素</td><td>1.0 mg/L以下</td></tr><tr><td></td><td></td><td>全リン</td><td>0.09mg/L以下</td></tr></tbody></table>				環境基準が定める	水産1種	全窒素	0.3 mg/L以下			全リン	0.03mg/L以下		水産2種	全窒素	0.6 mg/L以下			全リン	0.05mg/L以下		水産3種	全窒素	1.0 mg/L以下			全リン	0.09mg/L以下
環境基準が定める	水産1種	全窒素	0.3 mg/L以下																									
		全リン	0.03mg/L以下																									
	水産2種	全窒素	0.6 mg/L以下																									
		全リン	0.05mg/L以下																									
	水産3種	全窒素	1.0 mg/L以下																									
		全リン	0.09mg/L以下																									
3. 溶存酸素(DO)	海域では6mg/L以上であること。内湾漁場の夏季底層において最低限維持しなくてはならない溶存酸素は4.3mg/L(3mL/L)であること。																											
4. 水素イオン濃度(pH)	海域では7.8～8.4であること。生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと。																											
5. 懸濁物質(SS) (海域)	人為的に加えられる懸濁物質は2mg/L以下であること。海草類の繁殖に適した水深において必要な照度が保持され、その繁殖と生長に影響を及ぼさないこと。																											
6. 着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。																											
7. 水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。																											
8. 大腸菌群	大腸菌群数(MPN)が100mL当たり1,000以下であること。ただし、生食用のかきを飼育するためには100mLあたり70以下であること。																											
9. 油分	水中には油分が検出されないこと。水面に油膜が認められること。																											
10. 有毒物質	有害物質の基準値は、表-3.2.7.29、表-3.2.7.30、表-3.2.7.31、表-3.2.7.32および表-3.2.7.33に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。																											

注：有機物～懸濁物質に関しては、海域に関する項目を抽出しています。

資料：「水産用水基準(2005年版)」平成18年3月、(社)日本水産資源保護協会

表-3.2.7.29 健康項目

項目	基準値 mg/L		分析方法
	淡水域	海域	
カドミウム	検出されないこと	検出されないこと	JIS K0102*の 55
全シアン	0.005	0.001	JIS K0102 の 38.1.2 と 38.2 又は 38.1.2 と 38.3
鉛	0.003	0.003	JIS K0102 の 54
六価クロム	0.0002	0.01	JIS K0102 の 65.2
砒素	0.01	0.01	JIS K0102 の 61.2 又は 61.3
総水銀	0.0002	0.0001	付表**1
アルキル水銀	検出されないこと	0.001	付表 2
PCB	検出されないこと	検出されないこと	付表 3
ジクロロメタン	0.02	0.02	JIS K0125***5.1、5.2 又は 5.3.2
四塩化炭素	0.002	0.002	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.02	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.5	0.5	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.006	"
トリクロロエチレン	0.03	0.03	JIS K0125 の 5.15.25.3.15.4.1 又は 5.5
テトラクロロエチレン	0.01	0.002	"
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1
チウラム	検出されないこと	—	付表 4
シマジン	0.003	—	付表 5-1 又は 5-2
チオベンカルブ	0.001	0.02	付表 5-1 又は 5-2
ベンゼン	0.01	0.01	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
セレン	0.002	0.01	JIS K0102 の 67.2 又は 67.3
硝酸態窒素	9	7	JIS K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5
亜硝酸態窒素	0.03	0.06	JIS K0102 の 43.1
フッ素	0.8	1.4	JIS K0102 の 34.1 又は 付表 6
ホウ素	検出されないこと	4.5	JIS K0102 の 47.1、47.3 又は 付表 7

注1 : * 日本工業規格JIS K0102-1998 工場排水試験方法

注2 : ** 「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月環境庁告示第29号の付表1～付表7

注3 : *** 日本工業規格JIS K0125-1995 用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法

注4 : 「検出されないこと」とは分析方法の欄に掲げる方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注5 : — 基準値が設定されていない。

資料 : 「水産用水基準(2005年版)」平成18年3月、(社)日本水産資源保護協会

表-3.2.7.30 生活環境項目

項目	基準値 mg/L		分析方法
	淡水域	海域	
亜鉛	検出されないこと	検出されないこと	JIS K0102 の 53

資料 : 「水産用水基準(2005年版)」平成18年3月、(社)日本水産資源保護協会

表-3.2.7.31 要監視項目

項目	基準値 mg/L		分析方法
	淡水域	海域	
クロロホルム	0.05	0.06	JIS K0125*5.1、5.2 又は 5.3.1
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.06	"
p-ジクロロベンゼン	0.1	0.07	"
イソキサチオノン	検出されないこと	検出されないこと	付表**1-1 又は 1-2
ダイアジノン	検出されないこと	検出されないこと	"
フェニトロチオノン(MEP)	検出されないこと	検出されないこと	"
イソプロチオラン	0.04	0.04	"
オキシン銅	0.006	—	付表 2
クロロタロニル(TPN)	0.001	0.002	付表 1-1 又は 1-2
プロピザミド	0.008	—	"
EPN	検出されないこと	検出されないこと	"
ジクロルボス(DDVP)	検出されないこと	検出されないこと	"
フェノブカルブ(BPMC)	検出されないこと	0.003	"
イプロベンゾス(IPB)	検出されないこと	0.008	"
クロルニトロフェン(CNP)	0.0009	0.08	"
トルエン	0.4	0.3	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
キシレン	0.4	—	"
フタル酸ジエチルヘキシル	0.001	0.06	付表 3-1 又は 3-2
ニッケル	0.004	0.007	JIS K0102***の 59.3、付表 4 又は 付表 5
モリブデン	0.07	0.07	JIS K0102 の 68.2、付表 4 又は 付表 5
アンチモン	0.008	0.4	JIS K0102 の 62.2 又は 付表 6
マンガン	0.2	0.2	JIS K0102 の 56.2、56.3、56.4、56.5

注1 : * 日本工業規格 JIS K0125 用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法

注2 : ** 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について

平成5年4月28日 環水規第121号付表1～付表8

注3 : *** 日本工業規格 JIS K0102-1998 工場排水試験方法

注4 : — 基準値が設定されていない。

資料 : 「水産用水基準(2005年版)」平成18年3月、(社)日本水産資源保護協会

表-3.2.7.32 ダイオキシン類に係る項目

項目	基準値 pgTEQ/L		分析方法
	淡水域	海域	
ダイオキシン類	1	1	JIS K0312

資料：「水産用水基準(2005年版)」平成18年3月、(社)日本水産資源保護協会

表-3.2.7.33 基準値、指針値が定められていない有害物質項目

項目	基準値 mg/L	
	淡水域	海域
アンモニア態窒素	0.01	0.03
残留塩素(残留オキシダント)	検出されないこと	検出されないこと
硫化水素	検出されないこと	検出されないこと
銅	0.0009	検出されないこと
アルミニウム	検出されないこと	0.1
鉄	0.09	0.2
陰イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
非イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
ベンゾ(a)ピレン	検出されないこと	0.00001
トリブチルスズ化合物	0.000007	0.000002
トリフェニルスズ化合物	-	検出されないこと
フェノール類	0.008	0.2
ホルムアルデヒド	0.5	0.04

資料：「水産用水基準(2005年版)」平成18年3月、(社)日本水産資源保護協会

表-3.2.7.34 水産用水基準(底質)

- 河川及び湖沼では、有機物などによる汚泥床、みずわたなどの発生をおこさないこと。
- 海域では乾泥として COD_{on}(アルカリ性法)は 20mg/g 乾泥以下、硫化物は 0.2mg/g 乾泥以下、ノルマルヘキサン抽出物 0.1%以下であること。
- 微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験(昭和48年2月17日環境庁告示第14号)により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産用水基準の基準値の10倍を下回ること。ただしカドミウム、PCBについては溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。
- ダイオキシン類の濃度は 150pgTEQ/g を下回ること。

資料：「水産用水基準(2005年版)」平成18年3月、(社)日本水産資源保護協会

2) 金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令については、表-3.2.7.35に示すとおりです。

表-3.2.7.35 金属等を含む廃棄物に係る判定基準

No.	項目	判定基準
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと
2	水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下
3	カドミウム又はその化合物	0.1 mg/L 以下
4	鉛又はその化合物	0.1 mg/L 以下
5	有機燐化合物	1 mg/L 以下
6	六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下
7	砒素又はその化合物	0.1 mg/L 以下
8	シアン化合物	1 mg/L 以下
9	PCB	0.003mg/L 以下
10	銅又はその化合物	3 mg/L 以下
11	亜鉛又はその化合物	2 mg/L 以下
12	弗化物	15 mg/L 以下
13	トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下
14	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
15	ベリリウム又はその化合物	2.5 mg/L 以下
16	クロム又はその化合物	2 mg/L 以下
17	ニッケル又はその化合物	1.2 mg/L 以下
18	バナジウム又はその化合物	1.5 mg/L 以下
19	有機塩素化合物	40 mg/kg 以下
20	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
21	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
22	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
23	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L 以下
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
25	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
26	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
27	1,3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L 以下
28	チウラム	0.06 mg/L 以下
29	シマジン	0.03 mg/L 以下
30	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
31	ベンゼン	0.1 mg/L 以下
32	セレン又はその化合物	0.1 mg/L 以下
33	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

資料：「昭和48年2月17日総理府令第6号(最終改正 平成18年11月10日環境省令第33号)」

(4) 自然環境法令等による指定状況

1) 自然環境保全地域

「沖縄県自然環境保全条例」(昭和48年7月23日条例第54号)に基づき県知事が指定する沖縄県自然環境保全地域の内、名護市辺野古沿岸域及びその周囲地域には、表-3.2.7.36 及び図-3.2.7.6に示すように、名護市の嘉津宇岳・安和岳・八重岳自然環境保全地域(156.16ha)があります。なお、宜野座村には沖縄県自然環境保全地域はありません。

また、「自然環境保全法」(昭和47年6月22日法律第85号)に基づき環境大臣が指定する自然環境保全地域の指定地域は名護市、宜野座村ともありません。

表-3.2.7.36 自然環境保全地域

地域名	位置	面積(ha)	自然環境の特性	指定年月日
嘉津宇岳・安和岳・八重岳自然環境保全地域	名護市	156.16	イスノキの優占する天然林、ヒナカンアオイ、カツウダケカンアオイ等の固有種がみられる。	平成元年3月3日

資料：「平成20年版 環境白書」平成21年2月、沖縄県文化環境部環境政策課

2) 自然公園

「自然公園法」(昭和32年6月1日法律第161号)に基づき環境大臣が指定する国定公園に、読谷村残波岬から名護市世富慶までの海岸沿い、嵐山及び屋我地島を含めた羽地内海から辺戸岬までの海岸一帯、与那覇岳、名護岳を含めた地域及び慶良間諸島を含む周辺海域を合わせた 36,459ha(陸域 10,286ha、海域 26,173ha)が沖縄海岸国定公園として指定されています。表-3.2.7.37 及び図-3.2.7.6に示すように、名護市では、陸域面積 1,886ha、海域面積 76ha、合計 1,962ha が自然公園に指定されています。

なお、宜野座村及び名護市辺野古沿岸域を含む名護市の東海岸には指定地域はありません。

表-3.2.7.37 自然公園面積

単位：ha

自然公園名	陸域面積	海域面積	合計
沖縄海岸国定公園	10,286	26,173	36,459
大宜味村	360	0	360
今帰仁村	938	0	938
名護市	1,886	76	1,962
恩納村	718	50	768

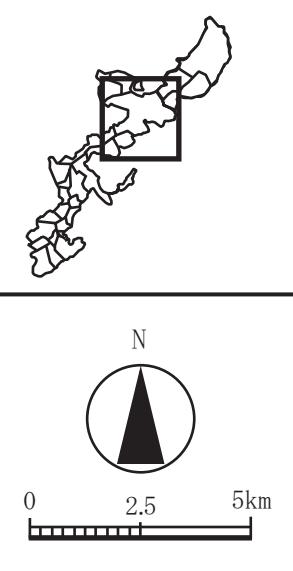
注：陸域及び海域の面積は、図-3.2.7.6に図示された市町村のみを記載しております。

資料：「平成20年版 環境白書」平成21年2月、沖縄県文化環境部環境政策課



図-3.2.7.6 自然環境保全地域及び自然公園指定地域

- | | |
|---------|---------------------|
| :代替施設 | :自然環境保全地域 |
| :作業ヤード等 | :自然公園
(沖縄海岸国定公園) |
| :市町村界 | |



資料1：「第3回自然環境保全基礎調査(沖縄県自然環境情報図)」
2：「沖縄県土地利用規制現況図」平成17年3月、沖縄県企画開発部

3) 鳥獣保護区

表-3.2.7.38 及び図-3.2.7.7 に示すように、名護市、今帰仁村の屋我地には国設の鳥獣保護区 3,224ha、特別保護区 1,001ha が設定されています。また、名護市の名護岳には県設の鳥獣保護区 371ha、特別保護区 207ha が設定されています。

なお、宜野座村及び名護市辺野古沿岸域を含む名護市の東海岸には指定地域はありません。

表-3.2.7.38 国設及び県設鳥獣保護区

単位 : ha

名称	所在地	鳥獣保護区	特別保護区	期限
屋我地 (国設)	名護市 今帰仁村	3,224	1,001	2016.10.31
名護岳	名護市	371	207	2015.10.31

資料：「沖縄県鳥獣保護区等位置図平成20年度」沖縄県文化環境部自然保護課

4) 自然環境の保全に関する指針

沖縄県では、望ましい環境を実現するための基本計画として「沖縄県環境管理計画(平成6年3月)」が策定されており、自然環境を保全する施策の1つとして「自然環境の保全に関する指針」(平成10年2月、沖縄県)が位置づけられています。(なお、沖縄県環境管理計画は、平成15年4月に策定された「沖縄県環境基本計画」の施行に伴い廃止されました。)

この指針によると、名護市辺野古沿岸域及びその周辺の陸域における評価ランクは図-3.2.7.8 に示すように、評価ランク III(自然環境の保全を図る区域)となっています。また、沿岸域における評価ランクは、図-3.2.7.9 に示すように評価ランク I(自然環境の厳正な保護を図る区域)となっています。

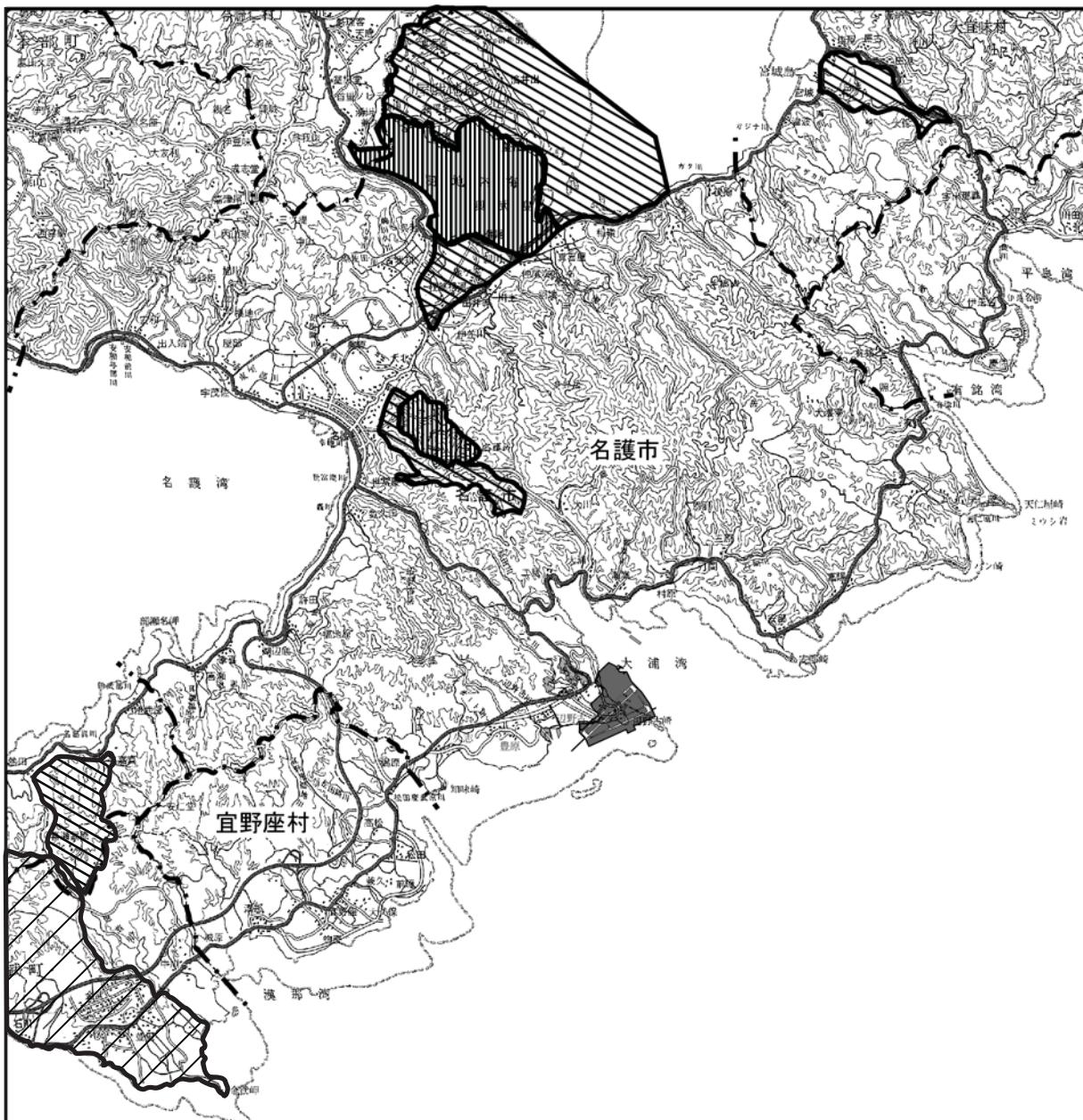
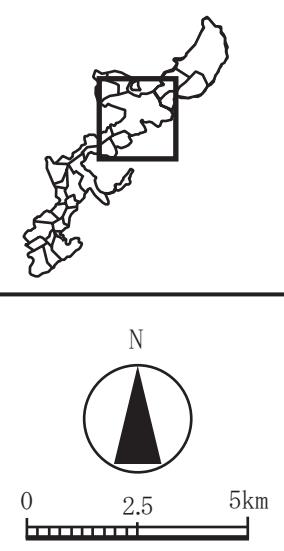


図-3.2.7.7 鳥獣保護区等位置

:代替施設	:鳥獣保護区
:作業ヤード等	:特別保護地区
:市町村界	:休 獵 区



資料：「沖縄県鳥獣保護区等位置図 平成20年度」沖縄県文化環境部自然保護課